

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の準備、子育て政策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで骨太方針2021に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

よって、政府においては、2025年度政府予算と地方財政の検討に当たって、現行の地方一般財源水準から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を目指すため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財政の確保、充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の充実を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源として明確に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
経済産業大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 大津 亮 一